

ポイント
(林業信用保証料率算定委員会の結果)

第 4 期中期計画において、「収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う」こととしている。

【点検の結果】

- 政府事業交付金を加味した業務収支は、おおむね均衡。
- 資金ごとの代位弁済リスクに大きな差異は見られない。
- 被保証者の財務状況に応じた 8 区分の保証料率については、
 - ・ C 2 以下に格付される者の代位弁済リスクが高く、これらの者に政府事業交付金が充当。
 - ・ 金額規模について、政府事業交付金を加味すれば、収支均衡。
- 業界から保証料率の引下げを求める声もあるが、政府事業交付金を前提としての収支均衡を踏まえれば、引下げには慎重。
- 制度資金の保証料率を低く設定することは、政策効果の発揮の視点から相当。また、被保証者の財務状況等に応じた保証料率は、信用保証協会の保証料率とバランス。
- 以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置くことが適当。